

ダイワの相続時受取人指定サービス取扱規定 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>第4条（本サービスの利用）</p> <p>1. (略)</p> <p>2. (略)</p> <p>(1) 申込者の推定相続人のうち1名を受贈者として指定すること。ただし、申込者が対象財産において当社が提供するダイワの<u>暦年贈与</u>サービスを申込んでいる場合は、受贈者はダイワの<u>暦年贈与</u>サービスの予定受取人と同一人である場合に限るものとする。</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>3. (略)</p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2022年3月7日</u>より適用されます。</p>	<p>第4条（本サービスの利用）</p> <p>1. (現行どおり)</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(1) 申込者の推定相続人のうち1名を受贈者として指定すること。ただし、申込者が対象財産において当社が提供するダイワの<u>贈与サポート</u>サービスを申込んでいる場合は、受贈者はダイワの<u>贈与サポート</u>サービスの予定受取人と同一人である場合に限るものとする。</p> <p>(2)～(6) (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p>この取扱規定は、<u>2023年12月18日</u>より適用されます。</p>

以上